

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「人と技術を育て、人と家と森を守る」を経営理念として、白蟻の発生予防と駆除を主軸とした総合ハウスマンテナンスのサービスを展開することで、あらゆるステークホルダーからより信頼され、地域社会や環境に貢献できる企業を目指しております。

当社は、この事業によって社会的責任を果たし、かつ中長期的にわたる成長と企業価値の最大化を図る上で、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題のひとつと捉えており、迅速かつ適正な経営判断を可能にする内部統制システムの構築並びに不断の改善と、コンプライアンスの充実に取り組むと共に、以下に定める基本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスの透明性、公平性と効率性のさらなる向上に取り組んでまいります。

- (1)株主の権利・平等性を確保し、株主の権利が適切に行使できる環境を整備する。
- (2)ステークホルダーとの適切な協働並びに社会貢献に努めると共に、株主の権利等を尊重する企業文化・風土を醸成する。
- (3)法令に定める開示のほか、その他の任意開示等を行なう場合は、正確かつ有用性の高い情報を適時適確に提供するように努める。
- (4)企業戦略等の方針を定め、その執行に対する管理・監督等、それぞれの役割・責務を適切に果たせるよう環境を整備する。
- (5)株主との建設的な対話による相互理解を深めると共に、株主を含めたステークホルダーへの適切な対応に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則4-2-1)

当社は、経営陣の報酬につきましては、自社株報酬の導入は行なっておりませんが、基本報酬と、業績に連動させた賞与との割合を適切に設定しております。当社においては、現在の報酬体系が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4)

当社は、政策保有株式を保有しておりません。

今後、業務提携や取引関係強化を目的に株式を保有する場合は、それが当社の企業価値向上に資するかについて総合的に検討のうえ投資の可否を決定し、その効果について定期的にモニタリングのうえ保有継続の是非を判断してまいります。

当該株式の議決権行使に当たっては、議案ごとに株主価値を毀損するものではないかを十分検討し、賛否を判断のうえ議決権行使いたします。

(原則1-7)

当社は、関連当事者との取引について、当社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会規程、職務権限規程並びに関連当事者取引に関するマニュアルに従って、取締役会にて決議及び確認を行っております。また、年度ごとに発生した取引の取締役会宛て報告を通じて、取締役会により関連当事者取引を適切に監督する体制を築いております。

(原則3-1)

1. 当社の経営理念、経営方針、中期経営計画等につきましては、決算短信、決算説明資料等にて公表しております。これらはTDnetのほか、当社ホームページに掲載しております。
2. 当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1.1 基本的な考え方」に記載しております。
3. 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針は、以下の通りです。

- (1)株主総会で決定した報酬総額の限度内において、月額報酬と賞与によって構成する。
- (2)諸規程に基づき、世間水準、過去の実績、業績の動向等を勘案して、それぞれの果たすべき役割・責任に応じ、報酬額を決定する。
- (3)賞与については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして報酬額を決定する。

手続きにつきましては、諸規程に基づき、取締役会が報酬額を決定しております。なお、賞与につきましては、経営執行の対価、利益額・利益率の実績、従業員・株主への配分とのバランス等を考慮し、必要に応じて報酬額の見直しを行なうこととしております。

4. 取締役会が取締役及び監査役候補の選任を行なうに当たっての方針は、以下の通りです。

《取締役》

- (1)会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと
- (2)経営に関して熱意と強い意欲を持ち、高い倫理観を有すること
- (3)経営に関して豊富な知識を持ち、広い視野と先見性を有すること
- (4)職務に耐えうる体力を有していること

社外取締役候補については、上記(1)～(4)の他、以下の条件を満たす者から選任する。

- (1)会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たすこと
- (2)経営に関して豊富な経験および実績を有し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上やコーポレート・ガバナンス強化への寄与が期待できること
- (3)取締役会その他重要会議に出席することが可能であること

《監査役》

- (1)会社法第335条で準用する同法第331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しないこと
- (2)経営に関して、高い識見と能力、専門的な知識および経験を有すること
- (3)経営に対して、業務執行者等から独立した立場で、客観的かつ公正不偏の態度を保持できること

社外監査役候補については、上記(1)～(3)の他、以下の条件を満たす者から選任する。

- (1)会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たすこと
- (2)特に法律、会計もしくは経営等の分野において、専門知識と豊富な経験を有すること

手続きにつきましては、上記、取締役及び監査役候補の指名を行なうに当たっての方針に基づき、取締役会で審議・決定しております。また、監査役候補につきましては、監査役会の同意を得た上で、取締役会で審議・決定しております。

5. 取締役及び監査役候補に関する個々の選任についての説明は、当社ホームページに掲載しております定時株主総会招集通知に記載して

おります。

(補充原則4－1－1)

当社の取締役会は、法令、定款及び取締役会規程で定めた事項を審議、決議しております。これら以外の事項につきましては、職務分掌、職務権限規程等により、経営陣に委任しております。

(原則4－8)

当社は、独立社外取締役を2名選任しております。

(原則4－9)

当社の取締役会は、独立性判断基準を以下の通り定めており、それに基づき、取締役会における率直、活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を、独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

《独立性判断基準》

以下のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。

(1)当社もしくは子会社の業務執行者

(2)当社直近事業年度の年間売上高の2%を超える取引先の業務執行者

(3)当社への売上高が、直近事業年度の年間売上高の2%を超える取引先の業務執行者

(4)当社から年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者)

(5)直近事業年度に係る事業報告において、当社の主要な借入先として記載されている借入先の業務執行者

(6)過去10年間に於いて、上記(1)から(5)のいずれかに該当していた者

(7)上記(1)から(5)のいずれかに掲げる者(ただし、重要な者に限る)の二親等以内の親族

(8)当社の大株主(直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者)またはその業務執行者

(9)当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者(ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者)

(10)独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

(補充原則4－11－1)

当社の取締役会は、定款に定める範囲内で、取締役8名、監査役3名の規模で構成しております。また、このうち社外取締役は2名、監査役は全員社外監査役とすることを基本的な考え方としております。

取締役及び監査役は、原則3－1の4.に記載した方針・手続きにより選任しております。

なお、社外取締役は、会社経営の分野でトップマネジメント経験を有する人材で、会社全体の方向性についてマクロ的な観点から知見を提供していただいております。

また、社外監査役は、事業会社における豊富な経験と幅広い知識を有している人材、弁護士、公認会計士を選任しております。

以上により、当社の取締役会は、審議の活性化や機動性かつ透明性の高い経営判断を進める上で、知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模の観点から適正な体制であります。

(補充原則4－11－2)

当社の社外取締役、社外監査役等の役員の兼任状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書においてその内容を公表しております。

(補充原則4－11－3)

当社は、取締役会の実効性を分析・評価するため、2017年1月～3月に取締役会の構成、運営、議論・検討、監督機能、支援体制といった項目についてアンケート方式にて取締役及び監査役全員による自己評価を実施し、その内容について取締役会にて審議しました。その結果、当社の取締役会は全体として概ね有効に機能していると評価しました。また、取締役会における議論の一層の活性化に向けた運用面での工夫や、経営戦略など中長期的な経営課題に関する議論をさらに充実させていくといった課題も共有しました。今後も、取締役会の実効性がより高まるよう、毎年1回分析・評価を行ない、課題の抽出やその改善に取り組んでまいります。

(補充原則4－14－2)

当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針は、以下の通りです。

(1)当社は、新任者をはじめとする取締役・監査役が就任する際、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得し、求められる役割と責務を十分に理解できるようその機会を提供する。

(2)当社は、取締役・監査役が事業内容を深く理解するため、総合研修センター及び支店等の営業拠点を視察する機会を提供する。

(3)当社は、取締役・監査役が重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、トレーニングにより必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽が図れるようその機会を提供する。

(4)当社は、取締役・監査役がトレーニングを受ける場合は、その費用を負担する。

(原則5－1)

当社は、株主等からの対話の要請には前向きに対応しております。取締役会は、株主等との建設的な対話を促進するための体制整備及び取り組みに関する方針を、以下の通り定めております。

(1)株主・投資家・アナリスト(以下、株主等)との対話を含むIR活動全般については、情報取扱責任者である常務取締役経営企画部長が総括する。

(2)株主等との対話は経営企画部が窓口になり、社内各部門からの積極的な情報・資料の提供を受ける。また、株主等の意向を考慮した合理的な範囲での前向きな対応を行なうこととし、対話は代表取締役も含めた適切な担当者とする。

(3)株主との対話のために機関投資家・アナリスト向け決算説明会、個人投資家向け企業説明会の開催と各種IRフェア等への出展とその場での説明会開催を行なう。

(4)株主等との対話によって聴取した意見などは、経営企画部が取りまとめて代表取締役と取締役会に報告する。

(5)株主等との対話に当たっては、インサイダー取引防止規程に基づく厳重な重要情報管理のもと行なう。また、各四半期の決算期日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」と定め、決算情報関連の対話は行なわない。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ムネマサ	3,750,000	30.38
宗政 誠	856,425	6.94

ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	616,100	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	367,700	2.98
渋谷 健一	361,000	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	316,000	2.56
アサシテ従業員持株会	312,475	2.53
ゴールドマン サックス アンド カンパニー レギュラー アカウント	311,200	2.52
宗政 ヨシ	255,000	1.82
宗政 和美	255,000	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内田 勝巳	他の会社の出身者											
堂垣内 重晴	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内田 勝巳	○	——	内田氏は、経営に関して豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の事業内容を熟知した上で、経営全般に対して有益な助言やコーポレート・ガバナンス強化が図れるものと考えております。 当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任し、独立役員に指定するものであります。
堂垣内 重晴	○	堂垣内氏は、当社の特定関係事業者である株式会社三菱東京UFJ銀行の業務執行者でありましたが、同行退職後10年以上経過しておりますので、その関係が同氏の独立性に影響を与えるおそれはありません。	堂垣内氏は、経営に関して豊富な経験と営業面における幅広い知識を有しており、経営全般に対して有益な助言やコーポレート・ガバナンス強化が図れるものと考えております。 当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任し、独立役員に指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である新日本有限責任監査法人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報の交換を行なっております。また、会社の業務及び財産の状況の調査、その他の監査職務の執行に当たり、内部監査室と連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。

なお、内部監査室と会計監査人においては、それぞれの監査計画を共有するなど、適宜情報交換を行なうと共に、必要に応じて共同で監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
犬飼 由喜夫	他の会社の出身者										△			
櫛田 泰彦	弁護士										△			
黒澤 誠一	公認会計士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
犬飼 由喜夫	○	犬飼氏は、当社取引先の株式会社シミズ・ビルライフケアの親会社である清水建設株式会社に勤務しておりましたが、平成23年6月に退職しておりますので、その関係が、同氏の独立性に影響を与えるおそれはありません。	犬飼氏は、上場企業における企画部門や工務部門の責任者を歴任した経験を通じて培った幅広い企業経営全般の見識を当社監査に活かし、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけたと考えております。 当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任し、独立役員に指定するものであります。
		櫛田氏は、法律専門家であり、当社の取引先でありましたが、取引関係は解消	櫛田氏は、弁護士として、法務に関する専門的見地を当社監査体制の強化に活かし、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけたと考えております。

櫛田 泰彦	○	しておりますので、その関係が、同氏の独立性に影響を与えるおそれはありません。	当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任し、独立役員に指定するものであります。
黒澤 誠一	○	黒澤氏は、当社取引先である新日本有限責任監査法人の代表社員を務めておりましたが、平成22年6月に退職しておりますので、その関係が、同氏の独立性に影響を与えるおそれはありません。	黒澤氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的見地を当社監査体制の強化に活かし、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけたと考えております。当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任し、独立役員に指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役2名及び社外監査役3名全員を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬につきましては株主総会にて決議された報酬限度額内において、諸規程に従い、業績の動向及び経営内容を勘案した上で、基本報酬と業績に連動させた賞与との割合を適切に設定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

平成29年3月期における取締役の報酬総額は次の通りです。
支給人数 取締役 8名
支給額 252,286千円
(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 第37期定時株主総会(平成22年6月25日開催)決議に基づく取締役の報酬限度額は年額300,000千円(但し、使用人分給与は含まない)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決議された報酬限度額内において、諸規程に従い、業績の動向及び経営内容を勘案し、従業員給与とのバランスを考慮した上で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制につきましては、総務人事部が担当し、情報の伝達、資料の配布など、適時適切な対応を行なっております。
また、社外監査役に対しては、総務人事部が監査役会事務局として監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会運営を行なっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は社内取締役6名、社外取締役2名によって構成され、社外取締役を招聘することで、経営の透明性・公正性を図り、ガバナンス体制

のさらなる強化に努めております。監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、いずれも社外監査役であります。

また、社外取締役2名及び社外監査役3名は、いずれも独立役員であります。

取締役会は取締役8名と監査役3名にて毎月1回以上の頻度で開催し、業務執行に関する重要事項を報告及び決定すると共に、取締役の職務の執行を監督しております。

監査役会は監査役3名にて毎月1回以上の頻度で開催し、法令、定款及び監査役会規程、監査役監査基準に基づき、監査方針、監査計画を策定して監査業務を行っております。

会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任しており、適宜監査が実施されております。

そのほか、取締役報酬につきましては、株主総会にて決議された報酬限度額内において、諸規程に従い、業績の動向及び経営内容を勘案し、従業員給与とのバランスを考慮した上で決定する方針としております。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、現状のコーポレート・ガバナンス体制は、組織及び機関が定期的または臨時的に相互の管理監督を行ない、経営の監視機能が十分に機能できる最適のものであると判断していることから、現状の体制を採用しております。

2名の社外取締役による豊富な経験と幅広い知識に基づく有益な助言を通して、また3名の社外監査役による専門的知見を活かした厳格な監査を通して、コーポレート・ガバナンスや会社経営の監督機能強化に貢献しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第44期定時株主総会においては開催日の19日前(平成29年6月2日)に招集通知を発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第44期定時株主総会開催日 平成29年6月21日
その他	招集通知の情報を発送前に、東京証券取引所のウェブサイトや当社ホームページへ掲載するなど、web開示を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回以上、個人投資家説明会を実施する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回以上、決算説明会を実施する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算関連情報、適時開示資料、事業報告書、及びその他企業情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営企画部	
その他	海外投資家向けの個別ミーティング並びに英文での資料作成を行なっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、アサシテコンプライアンスプログラムを策定しており、その中の「アサシテの社員としての基本姿勢」において、ステークホルダーの尊重とその支持を得ることの大切さを定めており、また「開示規程」においても、投資者からの信頼を得ることの重要性を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、経営理念「人と技術を育て、人と家と森を守る」のもと、総合ハウスマンテナンスサービスによって、お客様に「安全」「幸せ」「豊かさ」「快適性」を約束できる会社を目指しております。これが当社の使命であり、事業を積極的に展開することで家を長持ちさせ、木の文化を守るという社会的責任を果たしてまいります。 また、家を長持ちさせることで、建替えによる木材の使用量を減少させ、森林の過度な伐採を抑制し、また廃棄物の発生を抑える効果も期待できることから、環境保護の重要な要素につながるものと認識しております。 今後もこのような当事業活動を通じた社会貢献に努めてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	下記、その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項の(1)開示の方針に記載の通りであります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法並びに関連法規に基づき、内部統制システムの構築において遵守すべき基本方針を明らかにすると共に、同システムの体制整備に必要とされる各条項、金融商品取引法が定める財務報告に係る内部統制の構築、反社会的勢力排除に向けた取り組みに関する大綱を「内部統制システムの構築に関する基本方針」に規定しております。本方針並びに社内規程に定める担当者の下で内部統制システムを整備、運用し、必要に応じ適宜更新を図ることにより、より適正かつ効率的な企業活動を推進し、もって社会的信頼性の向上に努めてまいります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、コンプライアンス本部は全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、コンプライアンス本部、顧問弁護士事務所及び顧問社会保険労務士事務所に通報窓口を設置・運営し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行なわないものとする。
 - (2) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役を通じて、その内容・対処案を取締役会及び監査役または監査役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理に関する事項は、文書管理規程に従うものとし、監査役が求めたときは、担当取締役もしくは所管部門長は、いつでも文書の閲覧及び謄写に供するものとする。
 - (2) 情報システムを安全に利用及び活用するため、適切な維持管理・運用を行なう。
 - (3) 万一情報システムに関連して問題が生じた場合には、システム部は速やかに、その内容・対処案を取締役会に報告する。
 - (4) 内部監査室は、情報システムの管理状況について監査を実施するものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程に基づき、リスク管理担当取締役を任命し、適切なリスク対応を図る。そのため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その下に、経営企画部を核として、事務局を設置し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を行なう。
 - (2) 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行なうものとし、事務局へ定期的にリスク管理状況を報告し、連携を図るものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に毎年策定される年度事業計画及び中期経営計画に基づき、各部門において目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか等、経営に係わる重要事項についての情報共有を行なうため、取締役および常勤監査役並びに組織上の重要ポストに位置する管理職で構成する経営会議を月1回以上の頻度で開催する。
 - (2) 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲が行なわれ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行するとともに、稟議制度による意思決定プロセスの簡素化により、意思決定の迅速化を図る。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
総務人事部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行なうとともに、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督するものとし、内部通報制度を適用するものとする。
- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役は、総務人事部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行なうものとする。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行なわないものとする。
- (9) 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るとともに、監査役は経営会議ほか重要な会議に出席することができるものとする。
- (11) 財務報告に係る内部統制に関する整備状況
財務報告に係る内部統制の構築については、経営企画部を担当部門とし、財務報告の適正性を確保するため、全社的な管理、運用体制の構築を図る。
- (12) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況
 - (1) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。そのため、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、会社全体として組織的に対応を行なうものとする。
 - (2) コンプライアンス本部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関（警察、特防連等）との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム等に関する基本的な考え方及びその整備状況の(12)反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況の通りであります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 開示の方針

投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであるという認識のもと、関連法令及び上場する金融商品取引所の諸規則等を遵守し、ステークホルダー及び市場における投資者に対して行なう当社及び子会社の業務、運営または業績等の会社情報の開示について定め、当社及び子会社の情報を公平、均等、正確かつ迅速に開示することにより、会社の株価が市場において適正に形成されること、及びインサイダー取引の未然防止を図り、投資者からの信頼を得られるよう努めることとしております。

(2) 開示の体制

適時開示事項の開示は、適時開示規則並びに関連法令に基づき情報取扱責任者が起案し、取締役会にて決定することとしております。但し、公表前に重要事実が外部に漏洩し、不当に利用され、特定有価証券等の不公正な売買取引が行なわれるおそれがある等、緊急の開示を要すると判断されるときは、社長がこれを決定することとしております。

法定開示書類は、関連法令に基づき担当部門が起案し、取締役会もしくは社長にて決定することとしております。

その他開示情報の開示は、情報取扱責任者が決定することとしております。

適時開示事項の開示の要否、時期及び内容の決定に際しては、適法性、適時開示規則への適合性及び正確性を確保するため、金融商品取引所及び必要に応じ監査法人、弁護士等の指導を受けることとしております。

(3) 開示の方法

適時開示事項の開示につきましては、「適時開示情報閲覧システム（TDnet）」に登録し、さらに遅滞なくホームページにその内容を掲載することとしております。

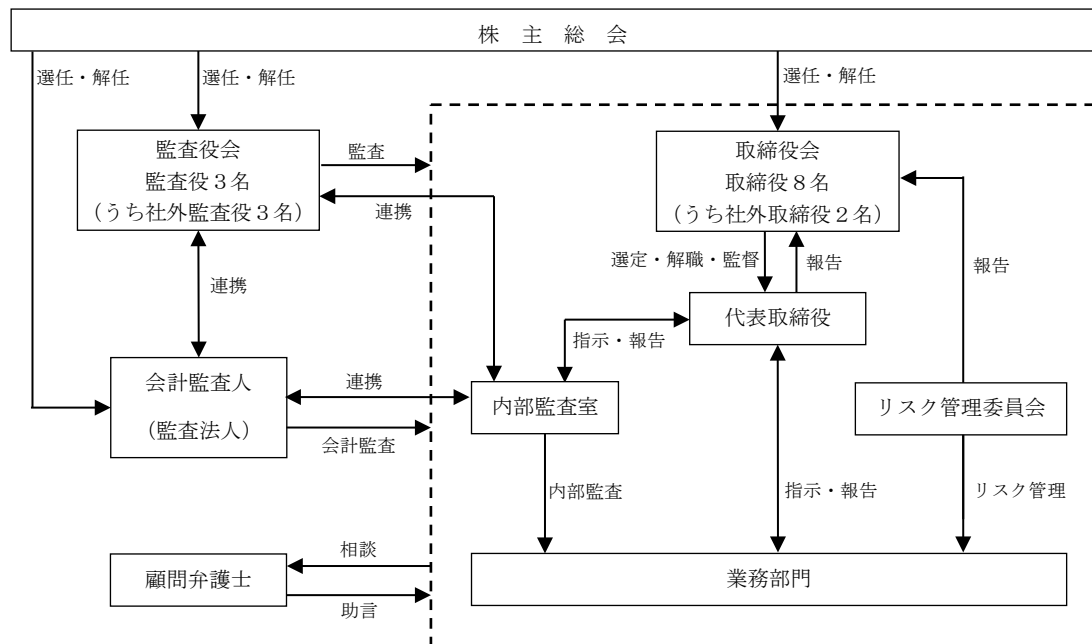
法定開示書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」に登録し、さらに遅滞なくホームページにその内容を掲載することとしております。

これらの手続きにおいては、登録等より先にホームページに掲載されないように情報セキュリティ措置を講じなければならないとしております。

(4) 開示のモニタリング

内部監査室は、当該規程に基づく適時開示体制が有効かつ適法に実施されているか定期的に監査し、必要に応じ報告、改善提案を行なうこととしております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

